

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

〈説明〉

消費税率8%への引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、社会保障経費の財源とし、その充当について予算の説明資料等においてあきらかにすることとされましたので、以下のとおり明示します。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 10,000千円

（歳出）

社会保障施策に要する経費 257,072千円

（単位：千円）

事業等		平成30年度 当初予算計 上額	事業費				一般財源		
			特定財源			一般財源			
			国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税収 (社会保障財源化分)	その他		
社会福祉費	社会福祉事業	5,709	190	0	0	222	5,297		
	障害者福祉事業	25,464	7,610	0	0	991	16,863		
	高齢者福祉事業	33,196	246	21,400	0	1,291	10,259		
	児童福祉事業	60,358	25,445	2,000	7,817	2,348	22,748		
	母子福祉事業	1,447	125	0	0	56	1,266		
		126,174	33,616	23,400	7,817	4,908	56,433		
社会保険費	介護保険事業	34,084	132	0	0	1,326	32,626		
	国民健康保険事業	40,955	25,427	0	240	1,593	13,695		
	後期高齢者医療事業	25,227	3,917	0	0	981	20,329		
		100,266	29,476	0	240	3,900	66,650		
保健衛生費	健康増進対策事業	14,242	1,158	0	50	554	12,480		
	疾病対策事業	9,614	0	0	0	374	9,240		
	母子保健事業	6,776	0	0	0	264	6,512		
		30,632	1,158	0	50	1,192	835		
		257,072	64,250	23,400	8,107	10,000	123,918		

※1 事業費は、事務費及び人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）を除外しています。